



HOKUTO
Law Office

弁護士法人ほくと総合法律事務所

HOKUTO Law Office

〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目3番地 麹町プレイス 9階
TEL(03) 3221-9873 (代) FAX (03) 3221-9874 <http://www.hslo.jp>

平成 27 年 6 月 吉日

各 位

「保険業法改正セミナー・第2弾」のご案内 ～パブコメ結果を受けての実務対応

弁護士法人ほくと総合法律事務所

弁護士 中原 健夫

弁護士 関 秀 忠

(協賛) 西村あさひ法律事務所

弁護士 滝本 豊水

弁護士 山本 啓太

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 26 年 5 月 23 日に「保険業法等の一部を改正する法律」が成立し、これを受けて平成 27 年 2 月 18 日に、保険業法の改正を踏まえた内容である保険業法施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針の改正案が金融庁において公表され、意見募集（パブリックコメント）に付されました。このパブコメ結果が、今般平成 27 年 5 月 27 日に公表され、改正保険業法施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針が確定しました。これらを受けて、保険業界では、意向把握義務、情報提供義務などの新たな一般的義務の創設に加え、保険募集人の体制整備義務、乗合代理店に係る規制の整備を受けて、実務対応及び研修体制等の態勢整備を自主的に加速させており、これらの対応は保険ビジネス上大きなインパクトをもたらすものとなっています。

そこで、生損保を問わず、複数の保険会社、各種金融機関を含む保険代理店からのご依頼を賜り、保険募集実務に関して実践的なリーガル・アドバイスをご提供させていただいております当事務所におきまして、本年 3 月 10 日に実施した講演の続編として、実務上重要な点に絞って、実務上の「悩み」を共有し、あるべき解決の方向性を探るセミナーを企画いたしました。なお、本セミナーには、滝本豊水弁護士（西村あさひ法律事務所、元大蔵省銀行局保険第二課長・保険第一課長）、山本啓太弁護士（西村あさひ法律事務所、元金融庁監督局保険課長補佐法務担当）にもご参加いただく予定です。

開催日時 平成 27 年 7 月 27 日（月）午後 2 時～午後 5 時（受付開始は午後 1 時 15 分より）

場所 ベルサール九段 3 階ホール

（東京都千代田区九段北 1-8-10 住友不動産九段ビル 4 階）

参加費用 無料（なお、交通費は自己負担でお願い申し上げます。）

ご参加をご希望される方は、**別紙太枠の欄に、所定の事項をご記入のうえ、7 月 10 日（金）までに、弁護士法人ほくと総合法律事務所（FAX：03-3221-9874）まで、ご送信ください。**

全国から、多数の皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

敬具

セミナー参加申込書

「保険業法改正セミナー・第2弾」～パブコメ結果を受けての実務対応～のご案内

開催日時 平成27年7月27日(月)午後2時～午後5時(受付開始は午後1時15分より)
場所 ベルサール九段 3階ホール
(東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル4階)
参加費用 無料(なお、交通費は自己負担でお願い申し上げます。)

貴社名	
住所(個人参加の方)	
電話番号	
ご氏名	
部署・役職	
E-mailアドレス	
質問事項(パブコメ 番号その他) ご要望 (ご自由にご記載く ださいますようお願い いたします。別紙で も構いません。)	

【ご留意事項】

- ※ ご参加は、各社5名までのご参加とさせていただきます(適宜の方法でご連絡ください)、会場が満員になり次第、締め切らせていただきます。なお、同じ会社から多数のご参加のお申込みをいただいた場合には、人数を制限させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- ※ 会場入口にて、お名刺を頂戴いたしますので、ご持参ください。
- ※ 7月27日(月)当日の現地連絡先は、ベルサール九段(電話03-3261-5014)となります。
- ※ 弁護士法人ほくと総合法律事務所は、当事務所の業務に利用する目的でのみ、個人情報を収集させていただきます。収集しました個人情報は、利用目的外での利用は一切せず、厳重に管理し、第三者に提供することは致しません。
- ※ 万一、何らかの理由により開催が不能となった場合には、開催を中止することがございます。その場合は予めお客さまにご連絡させていただく所存ですので、ご了承ください。

以上